京都帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十卷　第一號

大正九年一月一日發行

論說

温情主義と勞働問題……法學博士　田島錦治
手數料決定上の二問題……法學博士　神戸正雄
モリスの文明觀と藝術觀と勞働觀……法學博士　河田嗣郎
所帶統計概說（二、完）……法學博士　財部靜治
キヤナンの富の概念に就きて（一）……法學士　石川興二

時事問題

智識階級の解散……法學博士　戸田海市
朝鮮の財政獨立に就て……法學博士　小川鄉太郎

雜錄

生活費の組織的研究の必要……法學博士　山本美越乃
判任官生活の實狀……法學士　汐見三郎
獨逸大銀行の取引所仲立業に就きて……法學士　大森研造
我國に於ける新ブールヂヨア階級の成立（二、完）……圓谷弘
カンニンガム博士逝く……法學士　本庄榮治郎
京都帝國大學經濟學會第一回講演會記事……

所帶統計概說（二、完）

財部靜治

六

中江兆民譯「民約譯解」中には曰く、「人之相聚爲黨、其類亦蕃矣、其最首起且最自然出者、莫レ踰於二家族一焉、」（明治名著集一二八頁參照）と、その趣旨は吾人も亦、前に說ける所なり、されば家族も亦、任意契約に基つく、一團體なりとせる、ルッソーの所說は、現今その儘にては、穩當とされざるか如く、家族團體たらざる幾多世帶團體を生せることも、前に說きたり、而してこは從來に於ける、我戶數統計に於ても、或程度迄斟酌するの必要を、告げし所なり、古言「へふみた」（戶籍）に所謂倍は、卽ち竈の事にて、戶の字を書くは、竈を本として民戶を然か云へるなりと、解せらるゝも、古來の戶籍調製上、課戶、不課戶の數を明かにせんとするや、單純に人數と共に家數を數へ、同時に家族又は所帶の實況をも、察知するを得たり、然るに明治年間に至り、全國民に關する戶數として、統計上に示さるゝもの二あり、本籍戶數及現住戶數は之なり、之に付明治三十六年に關する、帝國人口靜態統計の卷首に揭げし、緒言中には言へり、「戶籍は二三の特別なる場合を除くの外、本來の親族よりなれる、各戶を登記す」と、かくて戶籍による戶數統計か、家族統計の有

用材料たるへきことを、先つ推知せしめつゝ、更に又「明治四年發布戸籍法の精神によれは、二三の特例なきにあらすと雖、一切の家族は、其の地に住すると、否らさるとに拘らす、總て戸主の現住居に於て、登記せらる」、「其の後法規運用の變遷により、此の登記は戸主の現住地、に限らさることゝなれり（即ち寄留地を認む）但家族は尙總て、戸主と同一の戸籍内に、登記せらる」、而して明治五年「現在の人員に就き、各戸主の現住地に依り、之を戸籍に登記す」と說けり、その初め戸籍を定むるや、戸主の現住地に依り、戸主家族の關係により、結はれたる一團を、單位として登記するの方針により、その家屬かその地に、現在するや否やを問はす、次いて又國民の移動を認めて、寄留籍を設けたるものなるを察すへし、而も亦移動劇しき結果、寄留せる地方に、必すしも常住少くとも現在滯在せる家及所帶なし、本籍地かその人の住居及家計と、無關係なるの實例は、極めて多きに至れり、茲に於てか、その計數材料は、本邦傳來の家族制度につき、その現況及變遷の跡を、究むるの料としては、有用なるへきも、所帶分布の狀況を窺ふためには、益々その價値を失ひつゝありき、かくてこの缺陷を補ふため、現住戸數の調査は、從來に於ても行はれたり、乃ち前記統計書の說明によるに、之か「調査に至りては、寄留簿、租稅に關する諸帳簿、其の他正確の幔簿又は書類に依り、若は特に實地に就き、事實を調査すへき旨、訓令に規定せられたり」（明治三一年内閣訓令第一號）「地方に依りては、特別の調査を爲したる」ものあるも、「戸數を標

「準として、地方の經費を賦課する、府縣に在りては、其の徴税の帳簿に依りて、材料を得たるものゝ如し、」「要するに調査の方法は、各地に於て一定せず」とせり、實地調査の原則によらんとしつゝ、全國を通して、その實を擧け得るに至らざりしを、察知するに足れり、而して實査の標準につきては、右訓令第一號に曰く、「現住戸數は、毎五年十二月三十一日を期とし、本籍人たると非本籍人たると、又戸籍上戸主たる者と、戸主たらざる者とを問はず、總て其地に現住して、一世帯をなす竈數を、翌年一月三十一日迄に、知り得たる所により記入す」「官舍社寺學校病院製造等の、構内に住居するも、別に竈をなす者は、又一戸として之を記入す」と、こは普通一般の戸につき、規定せる所なるか、之によりて察するに、その法規の眼目とする所は、最早家數の調査に非すして、所帯數調査に存せしを、察するに足れり、而も亦之か調査には、現住人口調査に伴ふ誤謬程度の如く、多き誤謬を宿さすとしても、全國の調査齊一又確實に、遂行せられさりしならんと、想像すへき事由あり、從ひて現住戸數一戸當り現住人口か、明治三一年末の五・五五より、十年後の四一年末に、五・五九に上れることを（大正二年末には、五・四四に下れり）計數の面てに示せはとて、所帯膨大の傾向ありと、斷するを得さらんとは、數年前夙に吾人の疑へる所たり、（本誌第一卷七九九頁參照）その外從來の統計調査にありては、所帯の内部構造に關する、觀察製表を全く遂けす、所帯統計視すへきもの、殆んと全く備はらさりき、現に前統計局長花房博士の好著、「大正二

年末人口靜態調査の結果に據る帝國人口概說」（大正五年刊行）の如き、戸數に付全く說く所なし、惟ふに說かれさるは說くの意なきかためたらすして、之を本とし所帶事情に付、明確なる判斷を下すこと容易ならさるによるものたるへし、此點に付、本邦行政統計史上、一新紀元を發せんとするものは、恰も今秋に行はれんとする國勢調査なり、以下少しく外國の調査例に鑑み、所帶統計に於ける、普通研究範圍を瞥見し、本邦調査準備の一助に、供せんと欲す。

七

根蔕社會成團の形態に付、望ましき洞察を遂くるため、所帶統計は、この社會成團の三大別に付、更に種々の類別を設く、乃ち單身所帶に付、男女、年齢、配偶關係の別を問ひ、獨身生活者の地方分布、時による相違を問ふは、大に意義あり、元來婦人は、その両親又は親族の所帶内に、共棲し得さるときは、自己の所帶に住むの、必要を告くること切なり、又寡婦及離婚婦人の數か、鰥及離婚男數より多きの事情は、單身所帶を營める女數をして、かゝる男の數より多からしむへく、又子なき寡婦及離婚後の妻は、その生計上、自己の勞働收益によるの外なき際にても、普通に之を營むの能力あり、多くは又必要家具を有す、而してかゝる事實は元來、右の如き細別研究により、確かめらるへき所なり、次に親族所帶にありては、親族員の多少により、所帶を類別することゝし、依りて所帶に於ける親族員、他人分子及その組合せの、諸組成を明かにせんとす、

所帶員の男女別、その所帶主に對する親族關係、所帶主の配偶關係、子の有無、一般所帶員數等級別家事使用人の有無多少等による分類は、此目的に資すへし、就中所帶に於ける諸分子組合せの問題は、極めて重要なり、乃ち所帶か親族のみよりなるか、居候、僕婢、職業手傳、間借人、寢間借人（ルーマーフォンガー）、一時訪問者等の、他人分子存するかを問ふは然り、かくて諸種の所帶は、その組合せの如何によると共に、その所帶内に遭遇さるへき、諸種所帶員の數により、類別さるへし、最後に準所帶にありては、その目的、その地方分布、幷に時による發達により、之を類別すること重要なり、之につき序に注意すへきは、一部の準所帶に付、人口實査を離れ、複製統計的査察により、その組成員を明かにし得へきことなり、乃ち兵營、監獄、學校寄宿生等は之なり、少くともその營造物及收容人員か、國家監督の下に、おかれつゝある程度に於ては然り、現に我調査法規に於ても、前記令第二十一條細則第十條の、特例を設けしは、之を認めたるものなるへし、唯かゝる營造物たるも地方分權的行政の下に、立てる際には、全國齊一の結果を、調へ上けしむるため、全國人口實査の方法を、その儘利用すること、北米合衆國に於ける、四人統計の如くなるを得へし、凡て所帶のかゝる細別研究に伴ふ、社會研究上の利益に鑑み、各種の所帶に組入れられたる所帶を、定質及定量の兩觀點より、詳別しその構成を明細ならしむるに勉むへし、現存夫婦組數を明かにし、又一般にその夫婦間に、生れたる子供數として、實査の際に發見さるへき者、

又は以前に遡りて尋問することにより、究め得へき數を、明かにするの堅も存す、所帶の諸分子組合せに關する調査、綿密なるかために、至要なる所帶團體の一つとすへき、子持所帶 Kinderhaushalteにつき、その所帶主男たるか、女たるか、夫婦關係全きかを知り、親族、僕婢、職業使用人、間借人等、同棲するや否やといふか如き、有用研究資料をも收め得へし、所帶及その親族員並に他人分子を、職業上社會上の地位別に細別するときは、所帶統計は益々その意義を加ふへし、斯くの如き細別研究は、單身所帶及準所帶にも亦之を及ほし、依りて人口中、かゝる社會的共同生活の、不尋常形態により、生存せる分子の實況を明かにし、又是等の分子か、場所的、時間的又物的に、如何に分布せられ、移動するかを明かにすへし、かゝる觀察を施すかために、親族所帶の細別研究を遂くることも、特に重きをなすに至る、乃ち兩種の材料相待ちて、各所帶組成員かその離合集散の間に窺はしむへき、動搖圈を認識せしめ、所帶の普通形態何たるかも亦、之を察知し得へし、此範圍に於て、物的、場所的、時間的相違を窺ふは、特に有益なり、就中その時間的相違によりては、その發展の傾向を、明確に窺はしむることゝならん、現在及近き過去に於て親族所帶の數及大さ、減退の傾向あり、從ひて家族の原子化 familiäre Atomisirung その歩を進めつゝありと、すへきや否やも、之により明かにするを得ん、夫れ然り、夙に Horn 及 Wappäus 等により、所帶及家族統計改善の議を、見たるも故なきに非す、特に後者の好著「普通人口統計論」

八今尚外國ニ抑留セラル、ヲ以テ、姑ラク他ニ引用セル所ニ據ル）に言へり「一般に適當の注意を注いて、遂けられたるセンサスにありては、是等の各種所帶（夫婦と子及孫よりなれる固有所帶、鰥寡と子及孫よりなれる不完全所帶、不姙にして子なき夫婦所帶、單身所帶）に付、研究を遂くるは、困難ならさるへし、而も亦かゝる調査により、得らるへき材料は、所帶に付ての國民生活を、寫せる材料として、極めて有益なるへく、從來看て見さるか如き、重要統計資料たるへし」と、氏は尚所帶にして親族の緣によらす、經濟上に限り、多數人一共同所帶に結合せるものあるを認めたり、今を去ること約六十年にして、此點に着眼せるは、一の卓見と謂ふへく、之と共にウユルテムベルグに於て、一八七一年否一八六四年の、古に遡り、或る程度の所帶詳査例を、窺はしむるも亦、特記するの値あり、先驗的に之を考ふるも、普通の所帶は、その持ち始めにその組成員、最も尠く、次いて一家の末廣かると共に、所帶漸次に膨脹して、遂に一項點に達し、次いて又子か其の両親の家を去り、僕婢に對する家の需用を減することにより、漸次又その本源組成員に還り、又は之に近つくへく、その間貴賤貧富の別により、又都鄙別職業別等により、多少の差あるを、想はすんは非るへし、而もその想像は畢竟架空に終るへく、立論のために安固たる基礎を授くるに足らす、之を確かむるの材料を授くへきは、實に適切なる所帶統計なり。兎に角之を我臨時國勢調査局にて、準備されたる國勢調査結果表案（未確定）に就きて察するに、第二表「世帶數及人口」表案

上、豫想する所によれば、市郡別表により、普通所帶（單獨所帶を含む）を、人員階級別とし、單獨世帶、二人世帶、三人世帶等に、順次分別列擧することゝし、その間各級別に、男女別を付することゝし、準世帶は種類別として、陸海軍部隊艦隊、監獄、學校寄宿舍、宗教上の場舍、（法文上の用語場屋に統一するを可とせん）養育院感化院其の他の慈善的場舍、工場寄宿舍、病院、旅店下宿屋、合宿所、船舶、其の他に分ち、（遊廓を如何に取扱はんとするか、通常所帶の一種たらしめんとするか、或は目次「其の他」てふ、準所帶内に入れんとするか、今は立案者の意志を知らずと雖も、その何れにするかを問はず、全國の取扱を齊一ならしむる必要あり）その所帶員に、男女の別あるは、併せて之を示すことゝせり、次に第十表「世帶の構成及世帶主の職業別人口」表案上、豫想する所によれば、世帶を親族所帶、親族及職業使用人より成る世帶、親族及家事使用人より成る世帶、親族及職業使用人家事使用人より成る世帶、所帶主及職業使用人より成る世帶、所帶主及家事使用人より成る世帶、所帶主及職業使用人家事使用人より成る世帶、營獨世帶に八別し、準所帶につきては、前記の類別以外、更に細別を問はざることゝせり、而して右八別には、何れも男女別を付し、就中親族所帶に關するものに付ては、家屬を世帶主と同一の本業を營む者、所帶主と異る本業を營む者、本業なき者（表案には親族、家族、從屬者てふ三名稱を、世帶主以外の親族所帶員に、宛てんとせり、一見混同を防ぐかため、可なるか如くして、實は却りて混同を招くの原因たらん、何れにか統一するを可とせん）に分ち、之を職業大分類及中分類別によりて示し、又その總人員に付、總

數、業主、職員及勞務者の、地位別を表章することゝし、之を全國に關するもの以外、道府縣別人口十萬以上の市別に製表することゝせり、その外第一表「市町村要覽表」案中、市町村別として、普通所帶及準所帶の二別に付、所帶數及人員(男女別)を示すことゝし、又第三表「人口の階級別市町村數、世帶數及人口」表案上、總所帶數を人口の多少による、市町村階級別に示すことゝせるは、所帶に付表章されんとする、計數の全部なり、之を前に說明せる所に照して考ふるに、別に尙望ましく思はるゝもの、尠きに非す、特に有料無料に、他人を寄寓せしむる普通所帶を、特に表章するの方法を採らさるが如き、果して適切なるやを、疑ふと雖も、空前の有用統計材料は、此調査のために新たに、備はるべきことを想へは、その調査事業か滯りなく、進行せんことをも希はすんは非す。

八

諸國家族統計及所帶統計の現況よりせは、尙議すへきもの尠からす、特に單身所帶及準所帶視取りの原則、國により同しからさるかために、萬國比較の用に適せす、是等は出來る丈け、齊一の原則に、よらしむるに勉むへく、此點に付萬國統計院の努力に、待つへきものは尠からす、現に本邦調査法規によるも、各種所帶に付規定せる所、一見疑義なきか如きも、實際生活の複雜なる事情よりせんか、かゝる普通規定あるに拘はらす、實際の取扱ひ齊一に遂げらるへきことを、

保證せしむるに足らず、從來の獨逸に於けるか如く、此點に付詳細なる規定を設けし所にありても、經驗上自由量定、專擅判定を、挿むの餘地可なり大なるかために、所帶の視取りは、齊一に行はれず、視取りに誤謬を伴ふも、申告用紙の檢査上、之に注目せしめ兼ぬるかために、後日の正誤を許さゝること、通例なるを示したり、されは同國行政統計代表者會は、屢此問題を議し、特に又一九〇四年に於ける、帝國及支分國統計代表者會は、一九〇五年の人口實査のため、所帶統計の蒐集整理に關する、諸原則を協定し、依りてその詳察に伴ふ、著大の不齊を避けんとせり、その大要によれは、(1)一切の家族及單身生活者にして、固有の一家計を營む者は、通常所帶視すへし、從ひて(2)公共設備(準所帶)内に住み、固有の一家計を營める家族、及單身生活者(有配偶又は無配偶)も亦然り、その外通常所帶として取扱ふへきは、(3)寄寓者(アインロジーレン)、間借人、寢間借人、共棲せる下宿人(コストゲンガー)を有する所帶、而してその寄寓者等の、員數如何は之を問はす、(4)諸下宿屋(パンションナーヂ)中その持主か、職業上公然下宿屋持主と呼はれす、又は五人未滿の寄宿人(他人、男女學生、下婢等)を有するもの、之に反し六人以上をおける固有下宿屋は、公共設備として取扱ふへく、その持主は公共設備組成員に算入せらる、(5)一切の高等旅館、下等旅館飲食店 Gast-und Schankwirtschaft の主人及家族使用人は、それ自體として、獨立の通常所帶視さるゝも、一人以上の現在宿泊客、又は六人以上の常客を有するものは、その客を營業人と共に、公共設備の住民及公共設備として取扱

ひ、之に反し(6)是等のものにして、實査の瞬間に、一人の一時現在宿泊客（視取りの當日に至るも、旅客かそれ迄に他の地方にて、視取らるゝことなく、十二月一日の日中に至り、始めて到着せる際も同視す）を有せず、又は常客五人未滿なるは、之を通常所帶視し、(7)船中住居の家族、及舟筏曳船等に於ける單身生活者にして、全く旅客を乘せず、その乘組員か通常その舟筏内に、夜を過こす場合も亦然り、之に反し船員として、通常陸上にて夜を過こす者は、その住居又は寓所等に於てのみ、視取らる、一般に公共設備とすへきは、任意又は强制的に、一家計上の特別管理の下、又は共同經濟をなして、生活せる人々の全體として、以上說ける所に從ひ、通常所帶として、數へられさるものにあり、乘組員ある一般海上船舶、乘客を有する河船は、公共設備視せらる、一船舶の乘組員及旅客は、一團として一公共設備をなし、公共設備所屬者として數へらる、又商工業使用人又は勞働者の、特別合宿所にして、特に夫等の人々か、同一經營の從業者たる際には、普通に公共設備として數へらる、乃ちそれ等の施設にして、一通常所帶又は寄寓者ある一所帶の、特徵を備へさる際、又は疑はしき場合に、特別の一家計管理者以外に、六人又はその以上の、同居人ある際には、之を公共設備として取扱ふ、その他の同種合宿所は、通常所帶に數へらる、軍隊、消防制、關稅行政、その他の公私經營に於ける番人にして、別に住居を有するは、所帶とも公共設備とも認められす、視取りの當夜番人として立てる人々は、その住居に於て、(常)現在として視取るへきこと

とす、各種の慈善團體、財團、宗教的慈善機關等にして、その收容者固有の家計を營む程度に於ては、從來と異り、之を人口實査規定の意味によれる、公共設備と認めず、寧ろ固有の家計を有する各家族又は個人は、通常所帶として取扱はるへきことゝしたり、素よりかゝる協定あるも尙、下宿屋及寄寓者ある所帶、並に旅館につきては、通常所帶と公共設備との限界、之により都合よく、劃定せらるゝやに付ては、意見の相違あり、公共設備としての、旅館たる觀念に付ては、實査の標準時に、數へ入るへき宿泊客、少くとも一人あるを條件とせるも、實査の當夜偶然にして、一人の宿泊客をも、有せさりしものは、親族所帶としての旅館たるに至らん、之と恰も反對の場合には、偶然の事實により、偶然の公共設備たる旅館を見るに至らんとは之に疑を挿む者の一論旨なり、されと又その他如何なる區別標準によるも亦、凡て同樣に議論を挿むへきことならん、又多くの立案によれは、所帶の構成に關する從前通りの査定以外に、尙室の特別裝置に關する、特別調査を遂くることを、その條件とすへしと唱ふるも之によらはその調査を、不釣合に面倒ならしむへし、又その住居の一部を、他の家族、寄寓者等に、又貸せる所帶に付ては、疑問頻繁に起るや、前にも說けるか如し、この又借人にして、若し固有の一家計を營み、詳言すれは、その住居の本所帶により、賄又は寢起きの世話を受けさる際には、一の獨立所帶と認むへし。その外又本邦結果表案にも豫定せるか如く、準所帶をその目的如何により、類別するは普通なるも、之に

つきては特別の困難を生す、蓋し一準所帶にして、同時に幾多の目的を有し、而も亦その準所帶の所在員を、右諸目的別に分ち得さるの例、珍しからさるの事情あるに、由るものなり、假令は宗教的準所帶中には、同時に教育のための準所帶たるものあるへく、又病院、保養院、養老院を、附屬せしむるものもなしとせさるへし、又癈疾收容所又は養老院を、附屬せしむる病院並に救貧機關も、なしとせさるへし、加之その收容者中には、癈疾又は老衰なから、國家の救貧に賴るの要なき者も、收容せられ、時としては又給養せらるゝことあるべし、かくて是等の人々か、一準所帶の組成者たるや、或は自己の財產、年金又はその勞働所得、又は親族の扶養によりて生活し從ひて經濟上の獨立を有すると共に、進みて一準所帶内に於ける、一單身又は親族所帶をなせりとすへきや否や、之か識別に困難を告くることあるへし。夫れ然り、之を材料利用者としての、立場より議せんか、所帶統計かその他人口實查の、各種材料と種々に組合はされ、類別詳細なる所帶統計として、示されんこと切に望むへしと雖も、この希望に驅られて、所帶視取りの根本事務に伴ふ諸面倒を、等閑に付するを得す、素より獨逸生活事情の下、要求せらるゝ所を以て、其の儘本邦に及ほすを得すと雖も、同樣なる方面に、研究審議を凝らすの要ある、材料は多し、此點に付、確實なる材料を收むるの目的上、國勢調查實施の當路者は、更に一段の準備研究を積まれ、その事業に毫末の遺算なきを、期せられんこと、切望の至りなり。

人口實査の原材料整理上、所帶總數の報告につきては、一切の所帶を包含せしむへきなり、然るに所帶の總數中、往々にして準所帶不問に付せられ、之かため一所帶平均人員の算定上、屢々悅はしからさる結果を、示すこと珍しからす、又準世帶の種類別は、本邦に於ても夙に準備調査に際し、之を調査すへきことゝし、(調査員心得九條三號)表の上にても之を示すことゝなせるは、上述の如し、この點は獨逸の統計と共に、他國に對し、誇り得へき一事由たらん、而も亦準所帶組成員を、男女、年齡及配偶關係に分つことも亦、大に望ましきことなり、之かため是等社會共同生活の、不尋常形態により、生存せる人々の事情を、一層詳細に窺はしむへきを以てなり、本邦國勢調査の視取り樣式には、かゝる整理を遂げんとせは、遂け得へきを以て考ふるに、獨逸に先例なきか故に、かゝる整理を遂けすとも、可なりと安んすへきに非す、否獨逸帝國にその例なしとするも一支分國ウユルテムベルグにては、之を整理せるの一例も存するに於ておや、敢て臨時國勢調査局長の一考を、煩はさんと欲す、局長之を肯んせすとせは、之を本邦諸大都市の市長各位に、進言せんと欲す。

從來の帝國獨逸統計にありては、通常所帶の表章上、二人、三人、四人、五人所帶と、順次に分てるも、七人以上は七及八人、九及十人、十一人以上を有する、三種所帶に分てり、かく十一人以上を一括せるは穩當ならす、寧ろ各大さにより、順次細則すへきなり、少くとも七及八人、九

及十人の二階級は、七人、八人、九人、十人所帶の四階級に、細則さるべきなり、蓋し然らすとせば、右二階級をそれより小き、所帶階級と比較し得さるべきを以てなり、此點に付、本邦に於て獨逸の先例を破り、順次に細別表章することゝなせるは、比較研究のためにも、描寫を明快ならしむるためにも、適當の處置なりと謂ふへし。

所帶の構成につき、所帶主に對する關係は、殆んと一切の文明國に於て、その申告用紙上問はるゝも、之か實査の結果、その整理製表を見さる國、尠きにあらす、之かために假令は、等しく七人所帶なるも、子の數多きかために然るや、他人の收容によるものなるや、之を明かにするを得す、此點に付ても、本邦調査は獨逸の先例と共に、誇るへき事由あるも、職業上家事上の使用人たらさる他人分子を問ふに、疎ならんとするの狀あるや、前にも一言せる如く、惜むへきことたり、敢て當路者の再考を煩はす。

右の注意に關聯して說き得へきは、家事使用人につき、一層嚴密なる考察を、施すへきことなり、乃ち自作せる小地主に奉仕せる家事使用人、否一層頻繁に小商工業家の家事使用人中には、同時に職業使用人視し得へき者あり、現に從來の獨逸帝國統計は、狹く家事のためにする者のみを、家事使用人中に數ふることゝせるため、庶多の曖昧を伴はしめたり、而して獨逸農業事情の下、自作農家に尙尠からさる農僕（ゲシンデ）の如きは、農事を助くることも亦多しとの事由により、獨逸帝

國統計は之を家事使用人中に數へす、目次「その他の人々」中に入るゝことゝせり、されと此目はその外尙、間借人等を包括するか故に、その概括的表章により、農僕の現況を窺知する能はさるは、その他同目に一括さるゝ、諸所帶員の現況に關すると同樣なり、所帶構成狀態を詳察し、惹いて又諸地方經濟事情、社會事情の有用研究資料を、備はらしむるの目的よりせんか、之を農僕、又借人、寢間借人、訪問客寢泊り客等に、細別するを可とすへきも、製表の技術經費上、之を許さすとせは、適當に之を類別表章するの自的上、須らく工夫する所あるへきなり。

所帶に於ける他人分子中、右間借人、寢間借人等は、恰も輓近家事經濟社會事情上、重きをはすを以て、その形態を究むるため、その職業年齡及男女別等を明かにするは、所帶統計の重要職分たり。その外通常所帶を、純所帶及複雜所帶 Einfache oder reine Haushalte und Zusammengesetzte Haushalte に區別するに當りては、僕婢を置ける家族に付、その親族以外に僕婢存在するのみなる場合、之を純親族所帶と同視するを、可とすへきは注意するの値あり、蓋し然らすとせは、一般に暮し向き不如意にして、他人分子を加ふる所帶の數中に、恰も社會上の地位低からさる階級を、算入することゝなるへきを以てなり。

所帶統計特にその整理上の技術につきては、所帶構造極めて複雜なる事情に鑑み、一定の略語を用ゐ初むるは有用なるへし、既に獨逸の數統計所は一の試みをなし、各種の所帶員に付略字を起

せり、乃ちブレーメンにては、親屬に付Fam家事使用人に付Dを又民顯にて、又借人に付ｇ寢間借人に付ｇを用ゐしか如きは之なり。

九

「人或は曰く、第一回國勢調査は、我邦曠古の事業なりと、予輩は言はんとす、之を曠古の事業たらしむと否とは、將來の問題たり、實査を確實に遂け得るや否や、實査せる結果を、有益なる仕方に整理し得るや否やにより、決せらるへし」とは、最近數ヶ月内に公表せし雜誌論文中、再度繰返せる所なり、吾人は今本編の論旨を結はんとするに當り、三度之を繰返さんと欲す、夫れ所帶の内部構造に關する統計的説示は、諸國の現實とすへきよりも、將來の希望に屬すとすへきもの多し、此意味に於て、我國勢調査の事蹟に、期待すへきものは多く、之か準備として研究すへきものも亦多し、言ふ莫れ、獨逸は敵國たりし關係あれは、その文物は悉く排斥すへしと、こは恰も此研究範圍に於て、範を採り參考材料を仰くへきもの、從來の帝國獨逸、否その支分國否、その諸大都市に存するの事實を、忘れたるの愚論なり、過去の獨逸文化は、力卽正義に限られたる文化に非す、帝國は破れたりと雖も、その統計文化存して燦然たり、本編に説ける所その一端に過きす、若し夫れ輓近生活か、如何なる程度迄、我か家、我か借間をして、寢泊りする以外に意義なき場所ならしめ、父子の親、夫婦の別、兄弟の友は、如何なる程度迄家族生活を羈束する

の方たり、又家庭か如何なる程度迄、各人各別に金儲けして、各別に自己に關する經費の、割前を負擔する者の、寄合ひ所帶化しつゝあるか、恰も所帶統計により、闡明さるべき所なり、民約譯解中「世之爲二父子一者、子既長、猶與レ父居、每レ事必咨稟而後行、子固欲二其如レ是也、非レ由レ不レ得レ已也、由レ是言レ之、家族亦因レ約而立者矣」と說けるは、尠くとも我東洋にありては、人情に迂なるの說とすべきも、婚姻關係にも家族にも個人の自由契約を土臺として、成立てる分子は、益々加はらんとするの傾向あり、自由否放恣の結婚、從ひて又放恣の離婚は、理想として可なるや否やを、考ふるも亦素より之を妨けすと雖も、別に又此方面への傾向を、確かむるの途も肅淸さるゝの要あるを、忘るべきに非るなり。(完)